

# 多治見市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金制度の改正について

## 1 改正概要

平成 22 年度から実施している多治見市住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金制度について、新エネルギーシステム導入費用低下に伴い補助額等を改正します。

また、新たに市外からの移住を促進するため、転入する際、住宅に新エネルギーシステムを設置した方へ上乗せ加算する制度を追加します。

これにより、多治見市への移住定住を促進するとともに、住宅のエネルギー自給率向上を目指します。

### 《補助変更内容》

補助項目	現行	改正後
住宅用太陽光発電システム (蓄電システムとセット)	住宅用太陽光発電システム (蓄電システムとセット)	変更なし
定置用リチウムイオン蓄電システム	蓄電容量 2.5 万円/kWh (上限 4kWh)	蓄電容量 1 万円/kWh (上限 10kWh)
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	10 万円/件	5 万円/件
V to H	10 万円/件	6 万円/件

### 《新規追加内容》

	補助項目	補助金額
加算	市外から転入する場合 (居住誘導区域外)	1 万円/件
	市外から居住誘導区域内へ転入する場合	2 万円/件